届

	(^{令和 年} 午前・後 あて先)大阪府	月 日届出 時 分受領 好豊中市長	第	令和受付帳入力	年戸籍記載		号記載調査	調査票	補	甫記用約 甫正情幸 票 住 民	设 (有	
	(1)	(フリガナ) 氏 名 生年月日	夫	年	名 月		妻…	氏		年	· 名 ·····月	4	日
		住 所 (住民登録をして) いるところ											
	(2)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください	 筆頭者 の氏名								番地 番		
		父母及び養父母の 氏名 名 父母との続き柄 右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください	夫の父 母 養父 養母			続き柄男 続き 番	養久	母 と				続き続き	女
離婚後の氏のフリガナ	(3) (4)	離婚の種別婚姻前の氏に		月 月 の戸籍に	もどる	日成立日確定	□和解 □請求(□判決	の認諾	年 年 年	Ē	月 月 月	E	成立 認諾 確定
	\leftarrow	もどる者の本籍	□要 □新し	い戸籍を	つくる			番地番		筆頭者 D氏名			
		未成年の子の 氏 名		F	п.,	. >		親権		.	п	- L	
連絡先	(6) (7)	同居の期間別居する前の	(同居を始め	年 たとき)	月 カ 	ъ Б		(另	別居した。		月 <u>——</u> 計地	ま `	で
Tel	(8)	住所別居する前の世帯のおもな	□1. 農業だけまた □2. 自由業・商コ □3. 企業・個人商の世帯(日々の世帯(日々を) である。 2 にあてはま 雇用者は5)	二業・サー 所店等(官 ・または 1	ビス業等 公庁は除 年未満の	を個人で終 く) の常り 契約の雇り	経営してい 用勤労者 用者は5)	いる世帯 世帯で勤≀)		業者数な	ド が1人か		
□要 □不要	(10)	仕事と 夫妻の職業	□5. 1から4にあ □6. 仕事をしてV (国勢調査の年… 夫の職業	いる者のい	ない世帯		3月31日			ときだけ	き書いて	くださ	(n)
①免 □旅 不受理		その他								[□新本	籍地確	認済
□無 □要 □不要 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		届出人署名(※押印は任意)	夫			E	妻						印
□無 確認 通知	[事件簿番号											
Æ		住定年月日	夫 年	月		日	妻		年	月		日	

記入の注意等

黒のボールペンまたは黒インキで書いてください。

消すことのできるインクを使ったボールペンは使用しないでください。

協議離婚以外の場合以下の書類が必要になります。

調停離婚のとき → 調停調書の謄本

審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書

	証	人	(協議離婚の)ときだけ必要です)			
署 名 (※押印は任意)				印			印
生 年 月 日		年	月	日	年	月	日
住 所							
本籍							
			番 地 番			番地番	

→今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に 別の届書を提出する必要があります。)。

┌≫同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。 この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□面会交流について取決めをしている。

□まだ決めていない。

(面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、 継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙 (などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。

取決め方法:(□公正証書 □それ以外)

(養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等 による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に

必要な経費、教育費、医療費など。

□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手続きとQ&A」をご覧ください。

面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています

◯ 法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



○ 豊中市 ひとり親支援



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供して います。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

──> ◎ 署名は必ず本人が自署してください